

「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の創設

確定申告の不要な給与所得者等が都道府県・市町村に寄附(ふるさと納税)をした場合、確定申告を行わなくても寄附金控除を受けられる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が利用できます。(平成27年4月1日以降に行う寄附から適用)

ワンストップ特例制度による控除

ワンストップ特例制度の適用をうける場合、所得税からの控除(還付)は発生せず、翌年度の個人住民税所得割額から住民税の控除額(基本控除額+特例控除額)と所得税の控除相当額を「申告特例控除額」として税額控除されます。

ワンストップ特例控除の対象者

次の条件①②を満たす人

条件①

ふるさと納税の寄附金控除を受ける目的以外で「所得税の確定申告」や「住民税の申告」をする必要がない人
※確定申告を行う必要のある自営業者や、給与所得者等であっても医療費控除、住宅借入金特別控除を受ける必要がある人は対象外です。

条件②

その年にふるさと納税(寄附)を行う団体数が5以下である人
※同じ団体に複数回寄附しても寄附先の団体数は1となります。

(注)ふるさと納税の際に特例申請を行っていても、後から確定申告や住民税申告を行った場合や、ふるさと納税を行う団体数が5を超える場合は特例申請はなかったものとみなされ、ワンストップ特例は受けられませんので確定申告が必要です。

申告特例申請の手続き等

(1) 申告特例の申請

寄附する際に寄附先団体に「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」(省令様式第55号の5)による申請が必要です。寄附する度に申請が必要ですので同じ団体に3回寄附した場合は3回申請書を提出することとなります。

(2) 住所や氏名の変更が生じた場合の届出

「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」(省令様式第55号の5)に記載した事項(電話番号除く)に変更があった場合寄附をした翌年1月10日までに「寄附金税額控除に係る申告特例申請事項変更届出書」(省令様式第55号の6)を寄附先団体すべてに提出する必要があります。

申告特例申請が無効となる場合

- ①確定申告を行った場合
- ②個人住民税申告(市申告)を行った場合
- ③「ふるさと納税(寄附)」の自治体の数が5を超えた場合
- ④申告特例申請書等の住所誤りなどにより、課税市町村に申告特例通知書が送付されない場合

申告特例申請が無効となり、特例が受けられなくなった場合の手続き

特例申請が上記の理由により無効となった場合に所得税の寄附金控除および住民税の寄附金控除を受けるためには税務署に「寄附金受領証明書」を添付した確定申告書を提出して、改めて寄附金控除を受ける必要があります。なお、個人住民税申告(市申告)を行うときも、同様に「寄附金受領証明書」を添付することで控除を受けることはできますが、その場合住民税の寄附金控除(基本控除+特例控除)だけとなりますので、ご注意ください。